

三豊市農業委員会 1 2 月定例総会議事録

令和6年12月16日午後3時00分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員22名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	ー
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	ー
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5番	近藤 康正	ー	9番	豊嶋 秀公	○	26番	川崎 光陽	○
34番	渋谷 義明	ー	43番	池北 哲	○	51番	鈴木 敦士	○
56番	柴坂 松良	○	62番	谷川 順哉	○			

2. 署名委員

5番 奈尾 正敏
19番 組橋 進

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 非農地証明願いの件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 3 時 0 0 分 】
事 務 局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 1 2 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、こんにちは。今年も残すところ後半月となりました。今週に入ってかなり冷え込むようになりましたが、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。今年は酷暑による農作物の高温障害、また政治経済分野においても激動の年であったと思います。また、今年は野菜の出来がよくなかったこともあり価格が軒並み高騰しており、米価格についても高値が続いています。数年前と比較して、肥料代、農薬代も値上がりをしておりますので、今の価格が差し引きゼロではないかと思っております。農業分野においても、高齢化、遊休農地の問題など色々とありますが、委員の皆様にも引き続きサポートをお願いします。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号 9 番 大橋 正幸 委員、1 8 番 石原 剛 委員 からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は 2 2 名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。 それでは、総会会議規則第 6 条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 1 2 月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号 5 番 奈尾 正敏 委員、議席番号 1 9 番 組橋 進 委員のご両名をお願いいたします。 本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いてください。議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 4 号を朗読 〕 以上 4 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕

議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号 1 号から番号 4 号の 4 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。3 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第 2 号 番号 1 号から番号 6 号を朗読 〕 以上 6 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
議 長	ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の番号 1 号から番号 6 号の 6 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお番号 6 号については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。
議 長	〔 関係委員退席 〕
議 長	議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 6 号について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」番号 6 号の説明をさせていただきます。 〔 議案第 3 号 番号 6 号を朗読 〕 以上 1 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3	番	番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。申請地は譲受人の畑に隣接しており、数年前から譲受人が借りて作付けをしておりました。譲渡人は高齢となり、後継者も不在であることから、申請地の売買について譲受人に相談したところ、今回の申請となりました。譲受人は、ミカン、ブドウ、水稻を作付けしており、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	
議	長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	
一	同	[なしの声あり]	
議	長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。	8 番
一	同	[異議なしの声あり]	
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号の1件は、適当と認めます。ここで関係する委員の入室を許可します。	
		[関係委員入室]	
議	長	審議を続けます。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号5号、番号7号から番号25号について、事務局の説明を求めます。	
事 務 局		議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号5号、番号7号から番号25号について、説明をさせていただきます。	1 1 番
		[議案第3号 番号1号から番号5号、番号7号から番号25号を朗読]	
		以上24件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。	1 3 番
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	
4	番	番号1号について説明します。譲受人は実家が申請地の近所にあり、今回実家の近くに住宅を建てることになりました。その土地に申請地が隣接しており、一緒に購入して家庭菜園として使用する予定です。現地を確認したところ、すぐに耕作できる状態です。地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	
3	番	番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は経営規模縮小を検討しており、農地の売却先を探していたところ、譲受人と話がまとまり今回の申請となりました。現地を確認したところ水稻	
		が作付けされており、耕作に問題はありません。譲受人は兼業農家で、申請地では水稻を栽培する予定です。	
		番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、譲渡人が体調不良により農地の管理が難しくなったことから、譲受人と相談し今回の申請となりました。現地を確認したところ農地として利用されており、問題ありません。譲受人は農作業に常時従事しており、所有する農地はすべて耕作しております。	
		番号4号について説明します。譲渡人は、農業廃止のため不動産業者に農地の処分を依頼していたところ、譲受人からの申出により売買が成立したものです。現地は木が生えておりますので、譲受人はその整備から始めるようです。周辺には農地がなく、影響はないと思われます。	
		以上、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	
		番号5号について説明します。譲受人は空き家バンクで農地付きの物件を購入し、今回申請を行うことになったものです。譲受人は農作業経験があり、申請地を家庭菜園として使用する予定です。現地を確認したところ草刈り等の管理がされており、耕運すればすぐに作付け可能です。	
		番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。譲渡人は高齢のため、譲受人に申請地の一部の耕作を依頼していました。先般譲渡人から、申請地の残りの耕作も含め譲受人に売却を申し出たことにより、今回の申請となりました。譲受人はシャインマスカットやピオーネのハウスや露地栽培、水稻、野菜などを手掛けており、今後もブドウ栽培を拡大する予定です。	
		以上、水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。	
		番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は40年ほど前に申請地を親から譲り受けましたが、そこで譲受人が水稻を栽培しておりました。譲渡人は県外在住で、今後戻る予定もないため、今回親族である譲受人に申請地を譲渡するものです。譲受人はほかの所有農地でも水稻を栽培しており、申請地においても引き続き水稻を栽培する予定です。水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。	
		番号9号について説明します。譲受人は申請地の隣の農地を所有しておりますが、この農地の進入路が狭く基盤整備もされていないため、基盤整備されている申請地を購入し、1枚の田にして使用するための申請です。現在は境界にコンクリート畦があるため、こちらを撤去して使用する予定です。申請地は適切に管理されており、周辺農地への影響もなく問題ありません。	
		番号10号について説明します。こちらについては、地元水利との調整の関係で保留になっていた案件の再申請です。先日水利から了承が得られ、再度申請を行うもので、譲受人は申請地で水稻と果樹の栽培を行う予定です。	
		番号11号について説明します。譲受人は土建業に従事しており、その作業に使う倉庫の東側に申請地があります。譲渡人は高齢となり、親戚が畑の管理を行っていましたが、それも難しくなってきたところ、譲受人からの申出により売買が成立しました。申請地は適切に管理されており、周	

		辺に農地もないため影響はありません。 以上、ご審議よろしく願いいたします。	
1 4 番		番号1 2号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は長年にわたって譲受人が管理しており、譲渡人は県外在住で農業に従事していないため、譲渡人からの働きかけで今回の申請となりました。譲受人はブドウ、モモ、ミカン、自己消費の野菜を栽培しており、農業に常時従事しております。 番号1 3号、番号1 4号の譲受人は法人で、譲受人が道路の拡幅を行った際に余った農地を買い取るための申請です。現地を確認したところ適切に管理されております。 以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	2 0 番
1 5 番		番号1 5号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。申請地は譲渡人の夫に譲渡された土地で、夫が亡くなったため譲渡人が相続しました。しかし、申請地が自宅から離れており管理が難しいため、今回譲受人に譲ることになったものです。譲受人は、本業の傍ら自宅近くの農地で近所の方と共同経営でニンニク栽培を行っており、申請地でもニンニクを栽培する予定です。現地を確認したところ草刈りが行われ、適切に管理ができておりました。譲受人は農業経験があり、農機具の取扱いもできますので、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。	1 番
1 6 番		番号1 6号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は以前から譲受人が耕作しており、譲受人がそのまま使用してほしいと希望したことから今回の申請となりました。譲受人は専業農家で、常時農作業に従事しており、所有する農地はすべて耕作しております。現在申請地は何も作付けされておりませんが、すぐに耕作できる状態ですので問題ないと思われます。 番号1 7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲受人宅の近くにあり、高齢で耕作が難しくなった譲渡人の要望で今回の申請となりました。現地を確認したところ、現在ブロッコリーが作付けされておりました。譲受人は兼業農家で、申請地もそのまま耕作することです。 以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	2 1 番
1 7 番	議 長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	
	一 同	〔 なしの声あり 〕	
	議 長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号、番号7号から番号2 5号について、お諮りします。ご異議ございませんか。	
	一 同	〔 異議なしの声あり 〕	
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号、番号7号から番号2 5号の2 4件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。1 1ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	
	事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。 〔 議案第4号 番号1号から番号3号を朗読 〕	

		なお農地区分につきましては、第2種農地です。以上3件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号9号の9件につきまして、ご説明いたします。 [議案第5号 番号1号から番号9号を朗読] なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。 以上9件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
1 1 番		番号3号について説明します。譲受人は土木建設業を営んでおり、申請地を資材置場と進入路として使用するための申請です。現地は山間部の傾斜地で周辺農地の影響はありません。水利関係の同意も得ており、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。 番号4号について説明します。借人は土木建設業を営んでおり、農地造成の工事が工期内に終了しなかったため、工期延長のための一時転用の再申請を行うものです。造成後はクリとウメの栽培を行う予定です。土地関係者や水利組合等の同意も得ており、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
2 番		番号5号について説明します。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に分譲住宅を建てるための申請です。近隣住民の同意も得ており周辺農地

		への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
1 7 番		番号7号について説明します。譲受人は製造業を営んでおり、申請地をプラント施設用地とするための申請です。申請地は譲受人の会社に隣接しており、譲受人の工場と学校用地に囲まれているため、周辺農地への影響はほぼありません。ご審議よろしく願いいたします。
1 9 番		番号8号について説明します。こちらの申請は、譲受人が太陽光発電施設のための土地を探していたところ、不動産業者の仲介により譲受人と話がまとまったものです。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。17ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第6号「非農地証明願いの件について」 ご説明いたします。 [議案第6号 番号1号及び番号2号を朗読] 非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号2号ともに「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る）を自らの耕作のための農業経営施設の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
3 番		番号1号について説明します。現地を確認したところ、申請地は何年も前から農業用倉庫として使用されており、非農地と判断するのが妥当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1 9 番		番号2号について説明します。申請地は住宅地の中にあり、古くから農業用倉庫として使用されていました。非農地と判断するのが妥当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号及び番号 2 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号及び番号 2 号の 2 件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。 1 8 ページをお開きください。議案第 7 号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 7 号「非農地通知の件について」を説明いたします。
	〔 議案第 7 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読 〕
	よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
5 番	番号 1 号について説明します。申請地ではかつて柑橘類の栽培が行われていましたが、現在は山林化しており農地の復旧は困難と思われます。番号 2 号について説明します。申請地一帯は竹林で、進入路が分からないくらい竹で覆われていますので、こちらも農地への復旧は困難と思われます。以上、非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
2 0 番	番号 3 号について説明します。現地を確認したところ一面が雑木に覆われており、入っていくこともできませんでした。非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 7 号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 7 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 3 号の 3 件につきましては対象地を農地法第 2 条第 1 項

事 務 局	議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 1 8 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。2 0 ページから 3 1 ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数 2 4 件、面積 4 . 4 ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては 3 2 ページから 4 2 ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は 1 6 件であり、面積は 6 . 0 ヘクタールとなっています。以上、利用権の設定計 4 0 件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3 つの要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」は 4 0 件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について

許可日 令和6年11月20日
申請人 (譲渡人) A
(譲受人) B
申請地 三豊市高瀬町 畑
許可を受けた権利の種類 所有権移転
取消理由 契約の解消

2. 農用地利用集積等促進計画について

3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

4. 令和6年度 農業者年金新規加入推進活動について

5. その他

(1) 1月定例総会について
日 時 令和7年1月20日(月) 午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
1月7日(火)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町: 香川 政雄	高瀬町: 秋山 正伸
		山本町: 糸川 正	財田町: 岡崎 和明

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
1月23日(木) 午後1時30分	香川県農地最適利用推進大会	高松国分寺ホール

(4) 配布物

- 令和6年度 西讃の農業を考える研修会(ご案内)

閉 会 【 午後 4時40分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____